

東・北はりま消費者注意報 第21号

～詐欺です！～

「老人ホーム入居権」を譲って欲しい？

事例

新たに建設される老人ホームに入居できる権利があなたにあるという電話があった。不要ならその権利を譲って欲しいと言われ承諾したが、後日、大手不動産会社から「権利譲渡は



法律違反になる。違約金として400万円必要になるので振り込むように」と電話があった。本当だろうか。（当事者70代、女性）

「有料老人ホームや介護施設などに入居する権利を譲ってほしい」という詐欺の電話に関する相談が増えています。

アドバイス

- 「入居権を持っている、権利を譲って、名義を貸して」などの電話は**詐欺**の手口です。留守番電話機能や発信者番号表示機能を利用して、心当たりのない番号からの電話には十分注意しましょう。
- 絶対にお金を払わないこと。すぐに、警察、家族・友人、消費生活センター等に相談しましょう。



【見守りの方々へ】

高齢者の消費者トラブルを防ぐには、周囲の方々の見守りも必要です。高齢者に異変がないか見守り、異変に気づいたら警察や消費生活センターに相談してください。

おかしいと思ったら最寄りの消費生活センターにすぐ相談！！

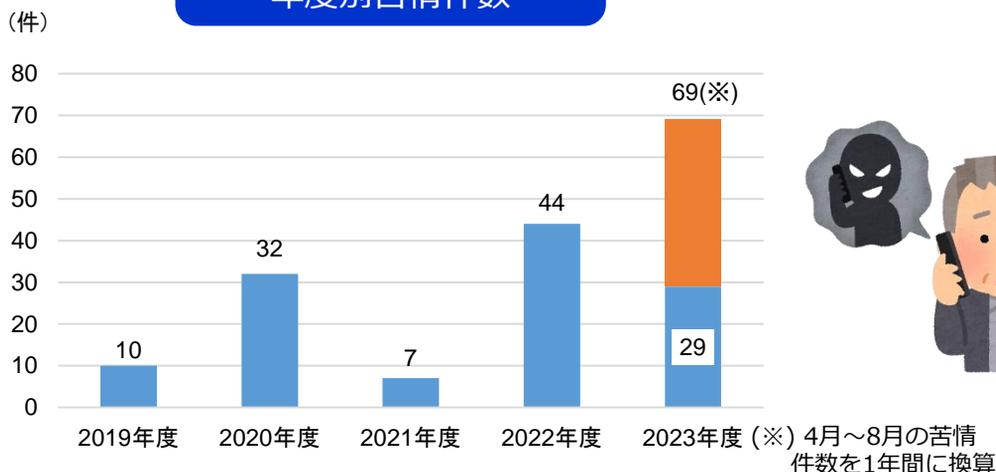


あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談センター	0794-63-1000		

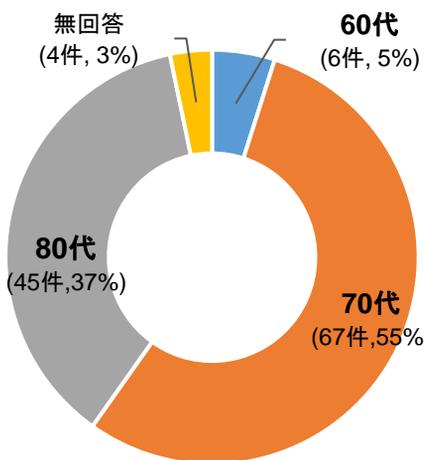
消費者ホットライン番号188(い や や泣き寝入りと覚えてね)
お近くの相談窓口につながります

【「老人ホーム劇場型勧誘トラブル」の相談データ（兵庫県内消費生活センター受付）】

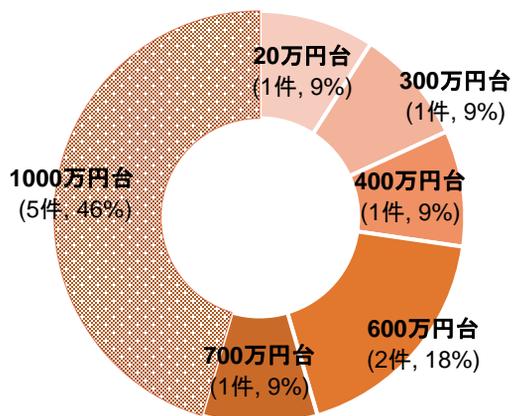
年度別苦情件数



契約当事者年代(2019.4～2023.8)



契約金額(2019.4～2023.8)



例えば、こんなことを言ってくる！



あなたは老人ホームに入居できる権利を持っている。権利が不要なら他の人に譲って。



権利を譲るためにお金を振り込む必要がある。



あなたの名義で申し込みをするので、一旦お金を支払う必要がある。



名義貸しは罪に問われる。示談金が必要。



警察に相談すると大変なことになる。